

業務等委託契約書(案)

| | | | |
|-----------------------|---------------------------------------|---|------------------------------|
| 1 委託業務名 | 吹田市第3次総合計画基本計画見直し支援委託業務 | | |
| 2 場 所 | 吹 田 市 | | |
| 3 履行期間 | 平成 23 年 月 日 から 平成 24 年 3 月 31 日 まで | | |
| 4 業務委託料 | | | 円 |
| (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) | | | 円) |
| 5 契約保証金 | <input type="checkbox"/> 金 | 円 | <input type="checkbox"/> 免 除 |
| 6 適用除外条項 | 第3条 | | |

上記の委託業務について、委託者吹田市を甲とし、受託者〇〇〇株式会社△△△支店を乙とし、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

第1条 乙は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様がある時は、甲乙協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 乙は、この委託業務の履行にあたり、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約保証)

第3条 乙は、この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締

結し、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

2 前項の保険契約における保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。

ただし、甲が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 本契約によって生ずる乙の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括委任等の禁止)

第5条 乙は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

4 乙は、入札参加除外（吹田市建設工事等暴力団対策措置要領（平成22年1月1日制定）第3条に規定する入札参加除外をいう。）の措置を受けている者及び第16条の3第1項各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

5 乙が前項の規定に反して委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負させたときは、甲は乙に対して、当該契約の解除を求めることができる。

6 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

(特許権等の使用)

第6条 乙は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(現場代理人)

第7条 乙は、現場代理人を定め、書面により甲に通知しなければならない。

2 乙又は現場代理人は、甲の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

3 甲は、乙の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、乙に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

(委託業務の調査等)

第8条 甲は、必要と認めるときは乙に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 乙は、その責に帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第12条 乙の責に帰する理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後甲が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、甲は延滞金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則に定める割合で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 甲は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を甲に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 乙から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切甲に帰属するものとする。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 乙の責に帰する理由により、期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 第5条の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

第16条の2 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第50条第1項に規定する納付命令)又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。))。
- (2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団関係者が顧問に就任するなど事実上、経営に参加していると認められるとき。

- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしているとき。
- (4) 役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 役員等が暴力団関係者を使用人として相当の地位に就け、又は代理人として選任しているとき。
- (7) 下請契約等に当たり、その契約の相手方が第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該契約の相手方と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 甲は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、乙が既に委託業務を完了した部分があるときは、甲は、その部分に相応する業務委託料を乙に支払うものとする。

(乙の解除権)

第17条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 甲が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 乙が、この契約に関して、第16条の2各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第16条の2第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合、その他、金銭的損害が生じないことを乙が立証し、甲が認める場合。
- (2) 第16条の2第3号のうち、乙について刑法第198条の規定による刑が確定した場合（乙について刑法第96条の3の規定にも該当するとして刑が確定した場合を除く。）。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金)

第19条 甲が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づき契約を解除した場合においては、乙は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は当該保証金をもって違約金に充当することができる。

(違約金等の控除)

第20条 乙がこの契約に基づく違約金等を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 乙は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 乙は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行なうものとする。

(補則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 23 年 月 日

委託者(甲) 吹田市

代表者 吹田市長 井上 哲也

受託者(乙)

⑩

個人情報取扱特記事項（案）

（基本事項）

- 1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

- 2 乙は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（事務従事者への周知）

- 3 乙は、この契約による事務に従事しているものに対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的にしてはならないなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（適正管理）

- 4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

- 5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときには、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

- 6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（提供資料の返還義務）

- 7 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに甲に返還しなければならない。

（調査）

- 8 甲は、乙が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故発生時における報告）

- 9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。